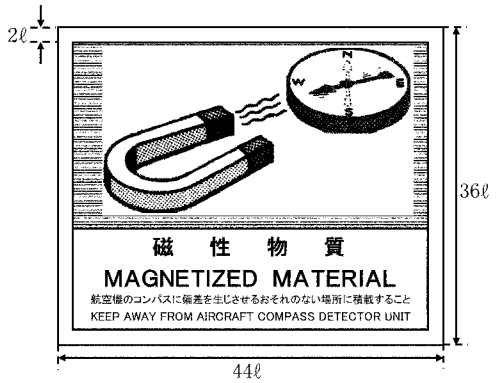
輸送許容物件が使用されたセキュリティシステムを有する装置（アタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等であって、不測の作動を防止するための機能を有するもの）	○	×	×	—	2）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次のいずれかに該当すること。 ア）リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が１ｇ以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が２ｇ以下であること。 イ）リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。 ウ）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3）当該物件に高圧ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）区分番号が２．２であって、一容器当たりの容量が50mℓ以下であること。 イ）機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものではないこと。 ウ）偶発的に作動した場合であっても、全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 4）欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。

(注)１）質量及び容量は、正味質量及び正味容量である。
２）受託手荷物は、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空運送事業を経営する者に委託する物件である。
３）電動車椅子等に用いる蓄電池等及びリチウムイオン電池であって、装置から容易に取り外すことができるものは、取り外すこと。
４）携帯電子機器は、不測の作動を防止するよう措置されていること。なお、携帯電子機器とは時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話及びノートパソコン等をいう。

第１号様式のラベルＲの図を次のように改める。



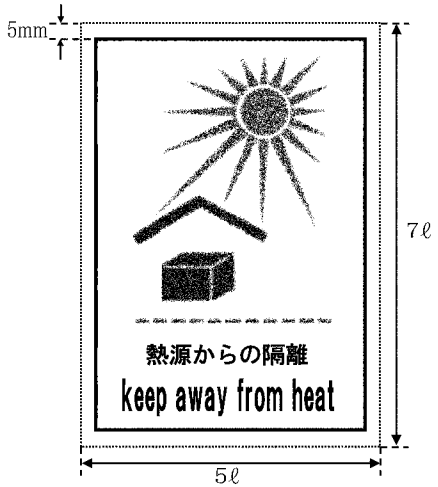
第１号様式の注を次のように改める。

注１　ふちの内側の線の幅は２ミリメートル以上（ラベルＲを除く。）とし、ℓは0.25センチメートル以上とする。
２　ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。
３　液化石油ガスのシリンダー及びカートリッジに貼付されるラベルＤの文字及び記号は、適切な対比があれば、容器の背景色とすることができる。

第四号様式の注１に後段として次のように加える。

なお、ふちの線はなくてもよい。

第四号の三様式の図を次のように改める。



第四号の四様式の表中「白」を「白又は適切な色」に改め、同様式の注を次のように改める。

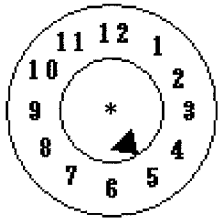
注１　ふちの内側の線の幅は２ミリメートル以上とし、ℓは0.25センチメートル以上とする。
２　包装物が小さい場合であって、本様式が明瞭に表示される場合に限り、縮小することができる。

第四号の五様式の注を次のように改める。

注１　＊には、包装物に収納されるリチウム電池の種類（リチウムイオン電池又はリチウム金属電池）を表示すること。
２　包装物が小さい場合に限り、本様式に代えて、縦7.4センチメートル、横10.5センチメートルの様式を用いることができる。
３　ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

第五号様式の備考五の例を次のように改める。

例　製造月が５月の場合



＊製造年（西暦年の下２桁）をここに表示することができる。その場合、「(e)」の表示と同一のものであること。